

新旧対照表（京都府府環境影響評価条例（平成 10 年京都府条例第 17 号））

現行	改正案
<p>第 4 章 手続に係る特例等 (中略)</p> <p>(災害復旧事業等に関する特例)</p> <p>第37条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。</p> <p>(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害復旧のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業</p> <p><u>2 (新設)</u></p>	<p>第 4 章 手続に係る特例等 (中略)</p> <p>(災害復旧事業等に関する特例)</p> <p>第37条 略</p> <p><u>2 前章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。</u></p>